

懲戒処分の公表

三木市消防本部は、職員の交通事故関係の不祥事案について、本日付で地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分を行いました。

1 事案の概要

平成 30 年 6 月 5 日午前 8 時 5 分頃、自家用車で通勤途中、三木市細川町地内の道路において、対向車線を走行していた普通乗用自動車と衝突し、同車の運転者に頸椎捻挫等の傷害を負わせ、相手が運転する普通乗用車の一部を損壊する交通事故を起こした。

また、交通事故を起こした際に、相手方の負傷の有無を確認せず出勤し、所属長に報告後、当該事故の発生の日時及び場所等法律の定める事項を、三木警察署に連絡した。

2 処分対象者及び処分内容

交通事故（通勤途上での人身事故）事案関係

役職名	年齢	処分の内容等
消防署 吉川分署 消防士	25 歳	減給 10 分の 1 1 か月

地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に抵触する行為であり、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当する

3 今後の対応

職員の交通法規の遵守及び交通事故防止については、機会あるごとに注意喚起するとともに、毎年、運転免許所持者に対して、三木警察署による職員安全運転講習会を実施しているところですが、このたびの事案を踏まえ、再発防止のため、より一層の取組強化を図ります。さらに所属長による職場の管理体制の強化や意識改革の啓発に努めます。

問い合わせ先 三木市消防本部総務課
電話 0794-82-0119